那須町立那須中央中学校長

出席停止になる感染症の種類及び登校の基準等について

学校保健安全法の規定により、下記の感染症に罹患した場合の登校基準等を明記しました。つきましては、お子さんが罹患した際は、下の表を確認しながら「学校感染症に関する受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。

_ る受診報告書(様式)」に主治医の指示内容を記入し、学校に提出願います。									
≪出席停止になる感染症の種類と登校の基準≫									
分類	主な感染症の種類	登校の基準							
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ 出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、 ラッサ 熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフ テリア、重症急性呼吸器症候群、 中東呼吸器症候群、特定鳥インフ ルエンザ	退院後、主治医から登校日について指示を受けてください。							
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」経て ば登校できます。※裏面【表①】を参照							
	百日咳	特有の咳がなくなるまで、又は5日間の適正な抗菌剤 による治療が終了すれば登校できます。							
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過すれば登校できます。							
第	「流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳の下からあごにかけての腫れが発現した後5日を経     過し、かつ、全身状態が良好になれば登校できます。							
一種	風疹	発疹がなくなれば登校できます。							
(性)	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになったことを確認すれば登 校できます。							
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日経過すれば登校できます。							
	新型コロナウイルス感染症	「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過すれば登校できます。※裏面【表②】を参照							
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	主治医から登校日について指示を受けてください。							
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性 大腸菌感染症、腸チフス、パラチ フス、流行性角結膜炎、急性出血 性結膜炎、その他の感染症	主治医から登校日について指示を受けてください。							
≪その他の感染症における登校の目安≫									

※ 感染症の種類や地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮した上で、保護者からの病状や主治医の見立てを聞き取り、学校医の意見を踏まえた上で出席停止を**学校が判断**します。受診後は必ず学校へ連絡してください。

分類	主な感染症の種類	登校の目安				
第三種	溶連菌感染症	抗菌剤治療開始後、24 時間を経て全身状態が良ければ 登校可能です。				
	手足口病・ヘルパンギーナ	発熱なく、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校 可能です。				
	感染性胃腸炎	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態がよく、普通の食事がとれれば登校可能です。				
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治れば登校可能です。				
	RS ウイルス感染症	発熱なく激しい咳が治れば登校可能です。				

## 【表①】 学校におけるインフルエンザ出席停止期間早見表 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 発症日 症状 7日目 0日目 1日目 4 日目 2日目 3日目 5日目 6日目 8日目 解熱後 解熱後 発症後 発症後 発症後 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 4 日目 5日目 1日後 可能 1 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発症後 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 5日目 2日後 可能 に解熱 出席停止 発症後 解熱後 解熱後 発熱 発熱 解熱 発熱 例 登校 1日目 2日目 3日後 可能 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発熱 発熱 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 4 日後 可能 に解熱 出席停止 解熱後 解熱後 発症後 発熱 発熱 発熱 発熱 発熱 解熱 例 登校 1日目 2日目 5日後 可能 に解熱 出席停止

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、インフルエンザの症状(発熱など)が始まった日です。 解熱とは、体温が平常時の体温に戻ることです。

○学校においては、インフルエンザ出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。

【表②】学校における新型コロナウイルス出席停止期間早見表										
	症状	発症日 0 日目	発症日 1日目	発症日 2日目	発症日 3日目	発症日 4 日目	発症日 5日目	発症日 6 日目	発症日 7日目	発症日 8日目
例	発症後 1日後 に軽快	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能		
			出席停止				טנו נ			
例 2	発症後 2日後 に軽快	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校 可能		
		出席停止					刊肥			
例 3	発症後 3日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	発症後 5 日目	登校 可能		
		出席停止				HJ FIC				
例 4	発症後 4日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能		
		出席停止				HJ RE				
例 5	発症後 5日後 に軽快	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	軽快	軽快後 1日目	登校 可能	
		· E					. a BC			

○発症日とは、医療機関に受診した日ではなく、新型コロナウイルス感染症の症状(発熱など)が始まった日です。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○学校においては、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間が「発症後5日を経過」し、かつ「症状が軽快後1日を経過するまで」となっています。(学校保健安全法施行規則第19条)なお、発症当日は0日目となります。最短でも、「発症後5日」を経過するまでは、出席停止となります。